

## 入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について

平成3年1月24日付け局総第543号  
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、  
各部局長、各地方部局長あて 出納局長

〔沿革〕 平成8年4月1日局総第14号、9年6月2日第199号、12年5月1日第90号、5月25日第147号改正

平成2年4月1日付けで北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部改正が行われ、指名競争入札の参加者の指名選考のための委員会等の設置が義務付けられたところですが、委員会等の運営を適正かつ円滑に行うため、入札参加者指名選考委員会規程（準則）を定め、平成3年度の指名競争入札の参加者の指名選考から適用することとしたので、部等において入札参加者指名選考委員会規程を定めるに当たり、事務処理を適切に行ってください。

### 記

#### 1 入札参加者指名選考委員会規程（準則） 別記

#### 2 準則の取扱い

##### (1) 準則の適用

この準則は、本庁の場合を例示したものであり、部局又は地方部局（以下「部局等」という。）にあっては、適宜変更して定めるものとする。

##### (2) 第2条関係

ア 「部長等が必要と認めるもの」とは、例えば、本来競争入札に付すべきものを特命随契するような場合等をいう。

イ 「指名選考等」には、指名競争入札及び随意契約（部長等が必要と認めるものに限る。）の参加者の指名選考のほか、必要に応じ、入札（契約）保証金の納付の免除についての検討等の業務を含めることができるものとする。

##### (3) 第3条関係

ア 委員は、課長（相当職を含む。）以上の職位にある者を充てるものとする。

イ 「総務課長」とは、財務規則第2条第2号に規定する代表課長等をいうものとする。

ウ 委員会の委員は部局等にあっては、部局等の長、部長、課長（相当職を含む。）の職位にある者を充てるものとする。

なお、支庁にあっては、支庁長、副支庁長、総務部長、地域政策部長、税務部長（税務部を置く支庁に限る。）、経済部長、農業振興部長とする。

エ 委員となるべき職の者が他の職を兼職するときは、本職である職として委員となるものとし、兼ねることとされた職にあっては、委員としないものとする。

##### (4) 第4条関係

「委員長があらかじめ指名する委員」とは、次長、局長又は技監の職にあるものをいう。

##### (5) 第5条関係

ア 委員会は、審議件数に見合った開催回数や審議時間等を勘案して定例的に開催するほか、必要に応じて随時に開催することとし、書面の回議をもって会議に代えるいわゆる持ち回り審議は行わないものとする。

イ 事業の内容が専門的になるなど特別の事情があると委員長が認めるときは、当該事業の内容に精通した者（課長補佐相当職以上の者）を補助者として出席させることができるものとする。

ウ 支庁において公共工事に係る指名選考等を行う場合にあっては、事業管理室長を説明員として、事業担当課長を補助者として出席させることができるものとする。



(6) 第 6 条関係

「指名競争入札参加者指名基準等」とは、指名競争入札参加者指名基準のほか、競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和48年4月2日付け局総第111号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要綱の制定について」）、業務委託事務取扱要綱（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達「業務委託事務取扱要綱の制定について」）などをいう。

(7) 第 7 条関係

ア 本庁にあっては、書記は、総務課長又は総務課長を補佐する職にある者を充てる。ただし、財務規則第204条の19及び第213条の2の規定に基づく依頼を受けたものにあつては、当該依頼事務を所掌する課の課長又は課長補佐を充てることができる。

イ 部局等にあっては、書記は、指名選考委員会の事務を所掌する課の課長又は課長補佐（支庁にあっては、会計課長）とし、当該課長又は課長補佐が委員会に出席できないときは、委員長が出席委員の中から指名する旨、規程中に明らかにする。

(8) 第 8 条関係

ア 指名競争入札等の参加者の指名選考の過程及び選考理由、議決の状況等については、当該指名競争入札等の参加者名の公表を行うときに、併せて公表するものとする。

イ 第 2 項の委員は、部局等にあっては書記以外の委員とする。ただし、支庁にあっては事業担当部長とし、事業担当部長が委員会に出席できないときは、委員会に出席した委員（書記以外の委員）の中から委員長が指名する。

ウ 第 3 項の書記には、委員長が出席委員の中から指名した者を含まない。

（総務課企画係）

別記

部入札参加者指名選考委員会規程（準則）

（設置）

第1条 北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号）第160条の2の規定に基づき、部に、部入札参加者指名選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的及び所管事項）

第2条 委員会は、入札参加者の指名等を厳正かつ適正に行うため、工事又は製造の請負、業務の委託、物件の買入れその他の契約に係る指名競争入札及び随意契約（部長等が必要と認めるものに限る。）の参加者の指名選考等について審議する。

（組織）

第3条 委員会は、次の職にある者を委員として組織する。

- (1) 部長
- (2) 次長
- (3) 局長
- (4) 技監
- (5) 総務課長
- (6) 課長

2 委員長は、部長を充てる。

（委員長の職務及びその代理）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の3分の2以上によって決する。

3 委員会の委員が事業担当課長となる場合にあっては、当該課長は、委員として委員会に出席することができない。

4 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、事業担当課長を説明員として委員会に出席させることができる。

（参加者の選考）

第6条 指名競争入札等に参加させるべき者の選考は、指名競争入札参加者指名基準（昭和55年2月1日付け局総第36号出納局長通達）等に基づき行う。

（書記）

第7条 委員会の議事を整理するため、委員会に書記を置く。

2 書記は、を充てる。

（指名（参加）業者選考調書の作成等）

第8条 書記は、委員会において指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときは、その過程及び理由、議決の状況等を記録するとともに、指名（参加）業者選考調書を作成し、記名押印する。

2 前項の指名（参加）業者選考調書には、委員長が指名した出席委員がその内容を確認し、記名押印する。

3 指名選考等に要した資料及び第1項の記録は、書記が保管する。

（秘密を守る義務）

第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（委員長への委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。